

まつうら商品券をお持ちのお客様へ

令和6年4月19日
松浦商事株式会社

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、松浦商事株式会社発行の「まつうら商品券」につきましては、令和6年6月20日(木)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「まつうら商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

●まつうら商品券

<表面>

・500円券



・1,000円券



・3,000円券



・5,000円券



<裏面>

・共通



2. ご利用終了日

令和6年6月20日(木)まで

3. 払戻しの申出期間

令和6年6月21日(金)～令和6年9月30日(月)

受付時間は、午前10時～午後5時(火、水は除く)

※当該期間内に払戻しのお申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

松浦商事株式会社本店に未使用のまつうら商品券をご持参してください。

商品券の枚数及び金額を確認の上、その場で現金と交換いたします。(先着順全額払)

※ご持参出来ない場合

- ・お申し出される方のご住所、お名前、ご連絡先を松浦商事株式会社本店までお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「まつうら商品券払戻し申請書」を送付いたします。

必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のまつうら商品券を同封の上、ご返信してください。

返信された払戻し申請書記載内容と未使用のまつうら商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額をお振り込みいたします(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します)。

なお、郵送でのお申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

松浦商事株式会社本店

〒053-0045 苫小牧市双葉町1丁目4-8

電話0144-34-4377 <https://www.furisode-matsuura.com>